

新型コロナウイルス感染症対策に対する対応について

令和2年3月19日

令和2年3月19日に「第11回新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催し、以下の内容を決定しましたので、お知らせします。

◆本市の今後の対応

1. 臨時休校中における小・中学校の校庭開放について

埼玉県教育局からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための市町村立小・中学校等の臨時休業に係る『Q&A』改訂版④（令和2年3月13日版）の送付について」を受け、次のとおり対応する。

【概要】

児童・生徒の運動不足やストレス解消の観点から、臨時休業期間中の平日（3月19日、3月23日～26日）に限り、以下の点に留意して校庭の使用を認める。

◆一般の児童・生徒の校庭使用（小・中学校共通）

- ①校庭での活動は、在籍児童・生徒に限る
- ②校庭の利用時間は12:00～14:30
- ③校庭は、保護者の責任の下使用する
- ④大人数が密着しての活動は認めない
- ⑤部活動単位の自主練習などは行わない
- ⑥遊具、備え付けの体育施設の使用は認めるが、道具の貸出は行わない
- ⑦各校の校庭の使用ルールに従う
- ⑧活動の前後には、手洗いをする

◆学校預かりの児童の校庭使用（小学校のみ）

- ①校庭の利用時間は9:00～12:00の間で、各校が実情に応じて決定

◆放課後児童クラブの児童の校庭使用（小学校のみ）

- ①各放課後児童クラブからの申し入れにより、使用を許可する
- ②校庭の利用時間は14:30～16:00
- ③児童の管理は、放課後児童クラブの職員とする

以上